

広島県告示第六百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十七年十一月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道矢野安浦線	呉市安浦町内海北二丁目一四一九番三地从先から 呉市安浦町内海北二丁目一六七七番三地从先まで	平成二十七年一〇月一九日